

犯罪被害者団体のヒアリングにおいて要望がなされた主な事項

第1 被害者参加制度に関わるもの

1 公判前整理手続と被害者参加制度

- 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めてほしい

2 被害者参加人等による訴訟活動の範囲

- 犯罪事実についての尋問を認めてほしい
- 反対尋問に加え、主尋問を認めてほしい
- 被害者参加を許可された事件と併合審理又は区分審理されている当該事件以外の事件についての訴訟活動を認めてほしい

3 被害者等の範囲について

- 被害者等に事実上の夫婦及び親子関係にあるものや三親等又は四親等内の親族を含めてほしい
(問題となる制度)
 - ・ 被害者参加（刑事訴訟法316条の33）
 - ・ 心情等の意見陳述（刑事訴訟法292条の2） 等

4 その他

- 公判期日の設定において被害者が参加しやすいよう配慮してほしい
- 検察における被害者参加制度等の説明を丁寧に行ってほしい

第2 被害者参加制度以外のもの

1 刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方について

- 第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策を講じてほしい
- 被害者参加許可された事件以外の事件の記録の閲覧等を認めてほしい

2 損害賠償命令制度の対象犯罪の範囲

- 自動車運転過失致死傷事件を含めてほしい

3 その他

- 被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めてほしい
- 公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けてほしい
- 被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにしてほしい
- 被害者支援の在り方
 - ・ 裁判所における被害者対応の在り方（被告人と動線を別にする工夫をしてほしい、遺影のパー内への持ち込みを認めてほしい）
 - ・ 公費により被害者を支援する弁護士に関する制度を認めてほしい